

回 覧

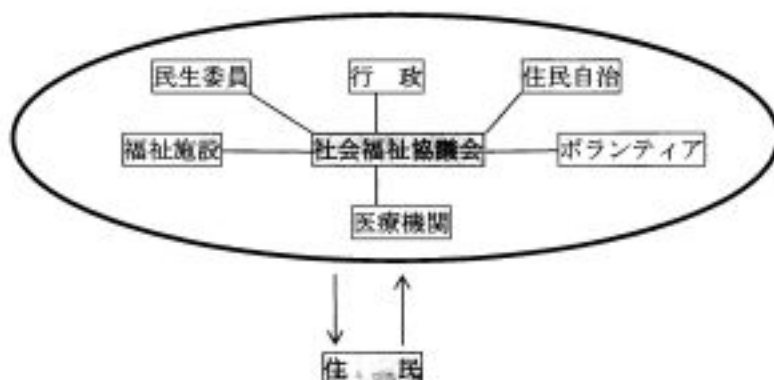
笑顔が行き交う共助と自立のまちづくり

『社会福祉協議会とは』

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間団体です。昭和 26 年に制定された社会福祉事業法(現在の「社会福祉法」)に基づき、設置されています。

社会福祉協議会は、それぞれの都道府県、市区町村で、地域に暮らす皆様のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設、社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健、医療、教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れた町で安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指した、様々な活動を行っています。

たとえば、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや町民活動の支援、共同募金運動への協力など、全国的な取り組みから地域の特性に応じた活動まで、様々な場面で地域の福祉増進に取り組んでいます。



《地域福祉への取組》

菅野町社会福祉協議会では、地域福祉の充実に図るため、次のような様々な事業に取り組んでいます。

会務の運営

- ・評議員会
- ・理事会
- ・監査会

高齢者福祉事業

- ・高齢者健康づくり支援事業
- ・ひとり暮らし高齢者ほんわか交流会
- ・地域サロン活動の支援

障がい者福祉事業

- ・県障害者スポーツ大会随伴

低所得者福祉事業

- ・生活困窮者に対する相談事業 (生活困窮者自立支援事業、影の国あんしんセーフティネット事業)
- ・行路者旅費支給

戦没者遺族福祉事業

- ・町慰霊祭参列
- ・県慰霊祭参列
- ・靖国神社参拝

福祉援護対策事業

- ・介護保険法に基づく居宅サービス事業（訪問介護・訪問型サービス）
- ・障害者総合支援法に基づく居宅介護サービス事業
- ・障害児（者）移動支援事業
- ・福祉有償運送サービス事業
- ・難病患者通院旅費助成事業
- ・介護者手当支給事業
- ・車いす等福祉機器貸出事業
- ・日常生活自立支援事業

地域福祉啓発事業

- ・社会福祉大会（表彰式典等）開催
- ・社協だより（4回発行）
- ・ホームページ開設

ボランティア活動支援事業

- ・ボランティアセンター事業
- ・ボランティア講座の開催
- ・小・中学校、高校ボランティア事業への支援・連携

共同募金配分金事業

- ・在宅介護者支援事業
- ・ひとり暮らし高齢者給食サービス
- ・ひとり暮らし高齢者近隣見守り活動
- ・ひとり暮らし高齢者家庭防火訪問
- ・住みよい地域づくり事業助成
- ・歳末たすけあい募金運動（援護金等の配付）

相談所事業

- ・心配ごと相談所（6回開設）

資金貸付事業

- ・福祉資金貸付事業（町社協）
- ・生活福祉資金貸付事業（県社協）

その他の福祉事業

- ・福祉団体育成事業
- ・団体事務局（長生クラブ連合会・身体障害者福祉会・遺族会・赤十字奉仕団）
- ・被災者見舞金支給
- ・その他定款の目的に掲げる事業

★あなたも社会福祉協議会の会員に★

社会福祉協議会は、全世帯を対象に多くの住民の方に入会していただく会費会員制度で運営されるもので、地域福祉活動を進めるため、その自主財源となる会員を募集しています。皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

会 費

(1) 一般会費（一般世帯を対象）	一世帯年額	500円
(2) 賛助会員（趣旨に賛同した個人を対象）	一口 年額	1,000円
(3) 特別会員（法人、団体を対象）	一口 年額	5,000円

入会申込みと会費のながれ



問い合わせ

菅野町社会福祉協議会事務局 ☎62-4615